

紙達送報電用省務內

| | | | |
|-------------------|------|------------|------|
| 區 分 | 受信者名 | 發信月日時 | 取扱者名 |
| 警視廳電話 | | 月 日 前後 時 分 | |
| 各廳府縣(電 各殖民地(報) | | 月 日 前後 時 分 | |

高 檢 二 三 六

| 發 信 者 名 | | 受 信 年 月 日 時 | | 處 分 結 果 | | 記帳済 (印) |
|----------------|--------------------|-------------|---------|---------|------------|---------|
| 受 信 者 名 | 月 日 前後 時 分 | 決 裁 月 日 時 | 施 行 頓 未 | 返信月日時 | 月 日 前後 時 分 | |
| 關 東 司 警 務 部 長 | 昭和十三年六月二十一日午後六時五分受 | | | | | |
| 警 保 局 長 | | | | | | |
| 圖 書 課 長 | | | | | | |
| 事 務 官 | | | | | | |
| 理 事 官 | | | | | | |
| (電報譯文) (電話聽取書) | | | | | | |

記事單止，御意圖二月二十八日

別事主印波裁
相印主外

參考

仰，我

本日高檢二三五年配 / 滿鉄本線一社ケル
内 多 目

列車事故ニ関ル件ハ原因未ダ明確ナラザル也

右ハ時局柄民心刺戟スルコト甚ダニキノミナラズ

滿洲國治癡安，根本ニ影響スル重大問題ニ付キ

是非トモ記事差止方御取計ヒ相成度重不ニ

仰依頼ニ

道府縣
2.7.21
月
12.7.22
夕刊版

東京日日新聞

警保局長
圖書課長
事務官

滿鐵線列車顛覆 死傷者多數を出す

反滿抗日分子の仕業

【大連本社特電】(廿一日發)廿一日午後零時四十分頃滿鐵本線泉頭—滿井驛(新京を距る百五十四キロ四平街と昌黎間)の滿井河橋梁を大運行各等急行一六列車新京午後九時五十分發が轟進中、橋梁上のレールが一本何ものかのため取はづされてゐたため脱線顛覆し機關車三等車二輛、三等廻台車食堂車河中にもんどり打つて落ち込み二等車二等廻台車、一等廻台車手荷物車だけが幸うして墜落免れたがこのため機關手、食堂車事務員、乗客等現在判明せる死者七名、重傷者十七名、輕傷者多數を

出した、急報によつて大石奉天事務所長以下満鐵體局職員者總動員をして死傷者の應急措置、上下駅事務所長以下満鐵體局職員者總動員として死傷者の應急措置、上下駅事務所長以下満鐵體局職員者總動員のダイヤ運行に當つてゐるが、下り線の單線運転を行ひ上下各列車は約四時間遅延で運転されてゐる

圖書課

内務省

圖書課長

事務官



大臣、次官、司長報告案

記事差止ヲ爲シタル理由（関東局依頼）

本差止ハ本月二十一日午後零時四十分頃滿鉄本線泉頭、満井

駅間満井河橋梁上ノレール一本ヲ何者カ、爲取外セし居タル爲

×大連行旅客列車ガ脱線顛覆シ死傷者多數ヲ出シ

ルガ右事實ヲ報道スルニ於テハ其事實要勘定、折柄

內務省

人心ヲ衡轂シ滿州國ノ治安保持上悪影卿旨アリト認ム

テレ 現地ニ於テハ 卽時記事を止メテ為スト共ニ 内地ニ於ケル記

事より止テ依頼シ來リタルガ當有ニ於テモ右理由ヲ説ト

之 本件記事差止為シテルモノナリ

差止（十二）第三十六號

昭和十二年七月二十一日

内務省警保局長

警視總監殿
各廳府縣長官殿

新聞記事差止ニ關スル件

今朝開原、四平街間ニ於ケル列車事故ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ
掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

| 區 分 | 受信者名 | 發 信 月 日 時 | 取扱者名 | 日 月 付 受 及 號 省 |
|---------|------|----------------|------|---------------|
| 警視廳電話 | 柳原氏 | 7月22日 前後 9時23分 | 柳原氏 | 宮崎(本町)9.30 |
| 大阪府電話 | 阿曾 | 7月22日 前後 9時20分 | 小島光 | 広島(本町)10.00 |
| 愛知縣電話 | 寺 | 7月22日 前後 9時50分 | 夏國 | 豊橋(本町)10.00 |
| 各廳府縣電報 | | 7月22日 前後 9時20分 | | 名城(本町)11.15 |
| 東京遞信局電話 | 平賀氏 | 7月22日 前後 9時28分 | | |

甲乙ノ種別

案起

37

決判

月

文書課長

昭和十二年七月二十一日

付局受

月第

施行

日號

月

局送

月

日

警保局長

主查圖書課長

事務官

大臣

次官

理事官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視總監
各廳府縣長官(除東京府知事)

一宛

新聞記事差止

二關スル件

海軍ニ於ケル左記事項、矣レテハ之ヲ准知レ

三七

内務省

得ル事項ト虽モ海軍省發表以外

| 議合 | | |
|----|----|----|
| 第號 | 第號 | 第號 |
| 送受 | 送受 | 送受 |
| 月月 | 月月 | 月月 |
| 日日 | 日日 | 日日 |

上關スル記事ト一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

上關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ<sub>警告
懇談</sub>相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

事而本差上外事新聞社トハ通連セガル様取扱相
成度

記

一 船舶徵傭ニ关スル事項

二 召集ニ关スル事項

三 軍港、要港其他沿岸ニ於ケル海軍、設備又ハ防備、

关スル事項

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

宛

樺太廳警務部長

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

内務省警保局

官房機密第二六九八號

昭和十二年七月二十一日

海軍省副



内務省警保局
遞信省電務局外國電信課
拓務省管理局

御中

新聞記事差止ニ關スル件照會

左記事項ニ關スル記事ハ海軍省ヨリ發表スルモノチ除クノ外右事項ヲ推知シ得ベキ事項ト雖一切新聞紙ニ掲載セザル様御取計相成度

記

一船舶徵傭ニ關スル事項

海軍

ニ 召集ニ 關スル 一切ノ 事項

ニ 軍港要港其ノ他沿岸ニ於ケル 海軍ノ 設備又ハ防備ニ 關スル 事項

(終)

寫

官房機密第二六九八號

昭和十二年七月二十一日

海軍省副官

内務省警保局
遞信省電務局外國電信課
拓務省管理局
御中

新聞記事差止ニ關スル件照會

左記事項ニ關スル記事ハ海軍省ヨリ發表スルモノナ除クノ外右事項ヲ推
知シ得ベキ事項ト雖一切新聞紙ニ掲載セザル様御取計相成度

一船舶徵傭ニ關スル事項

記

海軍

一 召集ニ關スル一切ノ事項

二 軍港要港其ノ他沿岸ニ於ケル海軍ノ設備又ハ防備ニ關スル事項

寫送付

外憲陸駐各各在
務兵軍滿艦要鎮京
省司省海隊港守各
情令新軍副部府廳
報部聞部官副副
部 班副 官官
官

(終)

内

務

省

圖書課長室

事務官

事務官

大臣次官局長報告案



記事善上ヲ爲シタル理由（海軍有依頼）

北支事變ニ关シ海軍之行動ニ密接關係
機密保持ニ付テハ昭和十
年十一月十二日附通牒、中華民國ニ派遣セラルベキ海軍艦船

ルコトヤル

部隊、行動等ニ关スル件及七月十一日附新ニ發セラレタル支那
方面ニ於ケル海軍兵カノ行動及所在ニ关スル善上ニ依リ取締ヲ

為レツ、アルガ商時可柄軍械保持ノ萬全ヲ期スル為メ

本件記事差止ヲ為シタルモノナ

新嘉記事差止ニ關スル特

海軍ニ於ケル左記事項ニ關シテハ之ヲ發知シ得ル事項ニ關セ
テ以外一切之ヲ新嘉紙ニ傳載セ或ル數管下各社ニ示す所成

記

一船船數器ニ關スル事項

二船船數器ニ關スル事項

三船船數器ニ關スル事項

差止（十二）第三十七號

昭和十二年七月二十二日

内務省警保局長

警 視 總 監 殿
各 廳 府 縣 長 官 殿

新聞記事差止ニ關スル件

海軍ニ於ケル左記事項ニ關シテハ之ヲ推知シ得ル事項ト雖モ海軍省發表以外一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

記

一、船舶徵傭ニ關スル事項

二、召集ニ關スル事項

三、軍港、要港其ノ他沿岸ニ於ケル海軍ノ設備又ハ防備ニ關スル事項

| | | | |
|--------------------|------|-------------|------|
| 區 分 | 受信者名 | 發 信 月 日 時 | 取扱者名 |
| 警視廳 電話 | | 月 日 前 後 時 分 | |
| 各廳府縣(電) 各殖民地(報) | | 月 日 前 後 時 分 | |

| 發 信 者 名 | 受 信 年 月 日 時 | 處 分 結 果 | 記帳済 (印) |
|----------------|------------------|---------------|-----------|
| 關 东 有 | 昭和十二年八月三日午前一時〇分受 | 施 行 順 末 | |
| 受 信 者 名 | 月 日 後 時 分 決 裁 | 返 信 月 日 時 | |
| 警 保 局 長 | 長 | 月 日 後 時 分 決 裁 | 月 日 後 時 分 |
| 圖 書 課 長 | 左止四報 | 受 信 者 名 | 取 扱 者 印 |
| 事 務 官 | 日高 | 電 話 | 電 話 |
| 理 事 官 | 日高 | | |
| 高 檢 二 四 一 | | | |
| (電報譯文) (電話聽取書) | | | |

海軍ニ於ナル左記事項ニ關レバ之ヲ惟知シ得事備ト矣

內務省

正海軍首發表以外一切郵中、通信、報總等、揭載、其據、各處

行責、往者、示達、於及、承

傳、多、號、首、向、之、於、也、因、據、少、紀、萬、千、乞、了

記

一、船舶徵集二、否三、事項

六、召集三、調查事項

三、軍港、要港其地沿岸、於之
海軍、設備又、防備

二、善後事項

紙達送報電用省務内

| 事記 | 信着 | 付受 | 號番 | 局信發 | 數字 | 類種 |
|--------------|----------|----------|-------------|-----------------------|--------|--------|
| | 午前 後前 | 午前 後前 | 年 月 日 | 中 央 電 信 局 | 八 五 | 官 報 |
| スコヘヨーイ ウヰコ コ | | | | | | |
| ルヨイワ、ガントスウンケ | | | | | | |
| ジウノヘセ セイイニ | | | | | | |
| 144ン。1ラエカオ | | | | | | |
| ココヨコハ ハドシンケ | | | | | | |
| ウウウウ レツ ウシル一 | | | | | | |
| 二、ハクビモルテオ、 | | | | | | |
| 、ニヨキキオ カジハキカ | | | | | | |
| シカウヨヨキヨ一 フジイ | | | | | | |
| コンハウウ、ウグコレ | | | | | | |

内務省用電報送達紙

| 事記 | 信着 | 付受 | 號番 | 局信發 | 數字 | 類種 |
|----|-----|-----|----|-----|----|----|
| | 午後前 | 午後前 | | | | |
| | 時 | 時 | | | | 官報 |
| | 分 | 分 | 號 | 局 | 字 | |

| | |
|---------|-------|
| ジボガ、コウ | 定指人信受 |
| ンヨウシ | |
| コウノウカニ | |
| ウビセニコニニ | |
| 、ウオウ、ヤ | 番着 |
| 五ニビケソグニ | |
| カル、ス | |
| ンマカヌンル | |
| ヌタイエコジ | |
| ルハグソウ | |



| | | | | | | | | |
|----------------------|------|------------|------|-----------------|---------------------|--|--|--|
| 區 分 | 受信者名 | 發 信 月 日 時 | 取扱者名 | | | | | |
| 警視廳 電話 | | 月 日 前後 時 分 | | | | | | |
| 各廳府縣電報 | | 月 日 前後 時 分 | | | | | | |
| | | | | 受 信 者 名 | 昭 和 年 月 日 前 後 時 分 受 | | | |
| | | | | 決 裁 月 日 時 | 施 行 頭 末 | | | |
| | | | | 月 日 前 後 時 分 決 裁 | | | | |
| | | | | 返 信 月 日 時 | 月 日 前 後 時 分 | | | |
| | | | | 受 信 者 名 | — 取 扱 者 印 — | | | |
| | | | | 電 話 | 電 話 | | | |
| | | | | 電 報 | 電 報 | | | |
| 朝鮮總督府 | | | | | | | | |
| 警 保 局 長 | | | | | | | | |
| 圖 書 課 長 | | | | | | | | |
| 事 務 官 | | | | | | | | |
| 理 事 官 | | | | | | | | |
| (電報譯文) (電詠聽取書) | | | | | | | | |
| 新聞紙出版物取締事務 | | | | | | | | |
| 本日新聞通信雜誌等發行地所轄道知事二封之 | | | | | | | | |
| 左ノ通、通牒セリ。 | | | | | | | | |
| | | | | 處 分 結 果 | | | | |
| | | | | 記帳済(印) | | | | |

左記

海軍ニ於テル左記事項ニ閲シテハ之ヲ推知シ得ル
事項ト虽モ海軍省費表以外一切之ヲ新聞紙ニ
掲載セサル様監督下各社ニ示達相成度

記

一、船舶徵傭ニ閲スル事項

二、召集ニ閲スル事項

三、軍港要港其他沿岸ニ於テル海軍ノ設備
又ハ防備ニ閲スル事項。

紙達送報電用省務内

| 事記 | 信着 | 付受 | 號番 | 局信發 | 數字 | 類種 |
|------------|----------|----------|-----------------------|-----------|------------------|----|
| | 午前 後前 | 午前 後前 | 一 三 五 七 九 | ニウカエ ル | 一 八 セ 字 | 官報 |
| | 時 分 | 時 分 | 號 | 局 | | |
| ハハクウキウラヨコ | | | | | | |
| スコクヨイレトスウ | | | | | | |
| ルヨイウガミイイニニ | | | | | | |
| ソウヘセヨヘナカオヘ | | | | | | |
| ノナニイウドミニカ | | | | | | |
| コヨココペハタシルフ | | | | | | |
| ウツウツチフモルテサ | | | | | | |
| ハタシイピカジハキカ | | | | | | |
| ニコナヨイユジ | | | | | | |
| カタヨサヨコレ | | | | | | |



紙達送報電用省務内

| 事記 | 信着 | 付受 | 號番 | 局信發 | 數字 | 類種 |
|-----|-----|-----|----|-----|----|----|
| | 午後前 | 午後前 | | | | |
| | 時 | 時 | | | | 官報 |
| | 分 | 分 | 號 | 局 | 字 | |
| 日本 | カニ | シヨ | | | | |
| コウ | ノ | ウ | | | | |
| ウビセ | ニ | コウ | | | | |
| コウ | ノ | ウ | | | | |
| ウ | ミ | ウ | | | | |
| シニ | ビキ | ン | | | | |
| キカ | ル | ノ | | | | |
| スメ | ヤ | タ | | | | |
| スメ | イ | エ | | | | |
| スメ | ハ | コ | | | | |



區
警 視
大 阪
愛 知
各 殿 府
各 殖 民
東京遞

南京放送局ニ於ケル 日本語放送ニ 关スル

新聞記事 差止 二關スル件

警 視 總 監
各 殿 府 縣 長 官 (除東京府知事) 一宛

第一電報案

警保局長名

年 月 日

| 發信月日時 | 取扱者名 | 日月付受及號省 |
|--------------|------|------------------------|
| 月2日 前後 8時17分 | | 昭和19年8月2日 手渡し 柳原 9時 |
| 月2日 前後 時 分 | | |
| 月2日 前後 8時15分 | 同人 | |
| 月2日 前後 8時35分 | | |
| 月2日 前後 8時50分 | | |

甲乙ノ種別

案起 昭和十九年八月七日

付局受

月第

日號

局送

月

日

決判

月

文書課長

施行

月

大臣

警保局長

事務官

正三

印鑑

理事官

印鑑

圖書課長

正三

印鑑

印鑑

| 合議 | | |
|----|----|----|
| 第號 | 第號 | 第號 |
| 送受 | 送受 | 送受 |
| 月月 | 月月 | 月月 |
| 日日 | 日日 | 日日 |

上關タル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度
 ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ懇談警告相成度
 之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度
 之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

内務省

通而下書上外字新聞社ニ通達セサル様取扱

相成度

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

参考

支那於今主要放送局

南京放送局

波長 四五四キロ
(X.G.O.A)

浙江放送局

波長 三〇三キロ
(X.G.O.P)

漢口放送局

波長 二九〇キロ
(X.G.O.W)

| 月送受及號局議合 | | | | | | | | | | 日月付受及號局管主 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------|
| 第 號 | 第 號 | 第 號 | 第 號 | 第 號 | 第 號 | 第 號 | 第 號 | 第 號 | 第 號 | |
| 送受 | 送受 | 送受 | 送受 | 送受 | 送受 | 送受 | 送受 | 送受 | 送受 | |
| 月月 | 月月 | 月月 | 月月 | 月月 | 月月 | 月月 | 月月 | 月月 | 月月 | |
| 日日 | 日日 | 日日 | 日日 | 日日 | 日日 | 日日 | 日日 | 日日 | 日日 | |
| 各廳府縣特高課長 宛 | | | | | | | | | | |
| 警視廳檢閱課長 | | | | | | | | | | |
| 警保局圖書課長 | | | | | | | | | | |
| 內示二一早 | | | | | | | | | | |
| 案起 | | | | | | | | | | |
| 昭和十二年八月二日 | | | | | | | | | | |
| 局長 理事官 | | | | | | | | | | |
| 圖書課長大坪 | | | | | | | | | | |
| 事務官 | | | | | | | | | | |
| 主任 | | | | | | | | | | |
| (印) | | | | | | | | | | |
| (印) | | | | | | | | | | |

新聞記事差止事項、內容內示二閑スル件

| | |
|----|----|
| 日 | |
| 第 | 第 |
| 號 | 號 |
| 送受 | 送受 |

月月月月
日日日日

本月一日附通牒ノ南京放送局ニ於ケル日本

語放送ニ關スル記事差止ハ最南京放送局ニ

於テ日本語ラ以テ北支事變ニ關シ極メテ歪曲

的放送ヲ為シ我國ノ後方攬亂ラ策シツ

企図

ツアリ之ニ對シ我が通信當局ニ於テ必要

ナル對策ヲ講ジシトアルが右放送ノ事實

ヲ報道スルハ時局柄國内統一謀
其事

有害ナルノミナラズ更ニ之が對策實施

(情況ハ極秘、軍機に属スルアリ)

事實ヲ暴露路スレニ於テ人對支閩保

十極メテ惡結果ヲ招来一スル
(影響大)

此れ記事差止ヲ為シタルモノナリ

圖書課長

(大統)

事務官

大臣、次官、司長宛 報告案示

事官

記事差止ヲ爲レタル理由 (情報委員会依頼)

送信有

最近南京放送局ニ於テ日本語放送ニ依リ、我國後方攬乱ヲ

策レツアリ之ニ對レ通信當局ニ於テ(付要ル)策ヲ講ジツ、アルガ右

放送(付)報道セレルハ我國内統一甚ダ有害ナルノミナラ

ズ更ニ之ガ對策実施、事實より累露され於テ不對反(付)上

内務省



内務省

極東裏結果招來せしル 虐害ト謀本件記事差上為シ

タリ

| | | | |
|--------------------|------|------------|------|
| 區 分 | 受信者名 | 發 信 月 日 時 | 取扱者名 |
| 警視廳電話 | | 月 日 前後 時 分 | |
| 各廳府縣(電) 各殖民地(報) | | 月 日 前後 時 分 | |

| 發 信 者 名 | | 受 信 年 月 日 時 | | 處 分 結 果 | | 記帳済 (印) |
|--|-----------------|-------------|---------|-------------------|--|------------|
| 受 信 者 名 | 月 日 前後 時 分 | 決 裁 月 日 時 | 施 行 頗 未 | 返信月日時 — 取扱者印 — | | |
| 朝鮮總督府 | 昭和七年八月三日午後二時。分受 | | | | | |
| 警保局長 | | | | | | |
| 圖書課長 | | | | | | |
| 事務官 | | | | | | |
| 理事官 | | | | | | |
| 新聞紙及出版物取締事務 本日新聞通信雜誌等并所轉通牒事務 付之文通牒又リ | (電報譯文) (電話聽取書) | | | | | |

四
多
自

南京放送局ニ於ケル日本語放送ニ用スル記事

ハニヤニレラ新聞通信雑誌等ニ稿載セサル
種々弊行責任者ニ警告相成復。

紙達送報電用省務內

福岡電話 安東 8月7日午前18分 真日

| 區 分 | 受信者名 | 發 信 月 日 時 | 取扱者名 | 省 號 及 付 月 日 |
|----------------|------|---------------|------|-------------|
| 警視廳電話 | 桑野 | 8月7日 前後 5時2分 | 夏目 | |
| 大阪府電話 | 西王 | 8月7日 前後 5時13分 | " | |
| 愛知縣電話 | 福報 | 月 日 前後 5時25分 | " | |
| 各廳府縣電報 各殖民地 | 電報 | 8月7日 前後 5時5分 | " | |
| 東京遞信局電話 | 常 | 8月7日 前後 5時12分 | " | |

甲乙ノ種別

乙

案起

昭和十二年 八月七日

付局受

月第

施行

日號

局送

月日

決判

月

文書課長

施行

月

日

主查圖書課長

事務官

理事官

警保局長

事務官

理事官

大臣

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視總監
各廳府縣長官(除東京府知事)一宛

新聞記事

差止

二關スル件

間諜行為被疑事件検與手

多省

| 議合 | | |
|----|----|----|
| 第號 | 第號 | 第號 |
| 送受 | 送受 | 送受 |
| 月月 | 月月 | 月月 |
| 日日 | 日日 | 日日 |

三九

内
相
管

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度
 キ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社キ
警
告想談相成度
 之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度
 之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

宛

關東廳警務局長

樺太廳警察部長

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

ワリキルハ

車主

内閣行旅途中

3件 捧寄と内
化1件 一切

1月8日 人間當令

21社多

圖

書課長

大臣、次官、局長報告案

官理事官



内務省

記事差止ヲ為シタル理由

今朝警視庁管下ニ於テ内外人ニ対スル間諜行為被疑者

齊検、舉レタルガ右事實ヲ累露セラルニ於テ検舉

文障ヲ生セしメ或ハ人心ヲ刺戟レテ無辜ノ外人ニ對レ

危害ヲ加フルコトアルヲ慮リ本件記事差止ヲ為シタルモナリ

差止（十二）第三十九號

昭和十二年八月七日

內務省警保局長

警視總監殿
各廳府縣長官殿

新聞記事差止ニ關スル件

間諜行爲被疑事件檢舉ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様
管下各社ニ示達相成度

電報局令部 (支川) 6月6日

甲乙ノ種別

| 區 分 | 受信者名 | 發 信 月 日 時 | 取扱者名 | 日 月 付 受 及 號 省 |
|---------|------|---------------|------|---------------|
| 警視廳電話 | 堺本 | 8月9日 前後 4時35分 | | |
| 大阪府電話 | 阿雪 | 8月9日 前後 5時30分 | | |
| 愛知縣電話 | 天理 | 8月9日 前後 5時40分 | | |
| 各廳府縣電報 | | 8月9日 前後 5時30分 | | |
| 各殖民地 | | | | |
| 東京遞信局電話 | 口下 | 8月9日 前後 6時20分 | | |

案起

昭和十七年 八月 九日

付局受

月第

日號

局送

月

日

決判

月

文書課長

各廳府縣長官

施行

月

日

大臣

次官

警保局長

主查圖書課長

事務官

理事官

第一電報案

年 月 日

警視總監
各廳府縣長官(除東京府知事)一宛

警保局長名

新聞記事

取締

二關スル件

七月十一日附通牒ノ支那方面ニ於ケル

四〇

四〇

四〇

四〇

四〇

| 合 | | 第 | 第 | 第 | 第 |
|---|---|---|---|---|---|
| 議 | | 號 | 號 | 號 | 號 |
| 送 | 受 | 送 | 受 | 送 | 受 |
| 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 |

海軍兵力、行動等、^ニ天スル記事差止、^ニ本
月十一日付發行、官報附錄週報第四三号、^ニ海
軍省海軍軍事普及部署名ヲ以テ、^ト事變ト帝
國海軍レト顯スル記事、^ト差止天係、記事ハ二項、

支那各地、警備ト標記セル箇所、^ト掲載スル苦ナ
ルガ右ハ海軍省ヨリ發表シタルモノト看做ス
追而右發表文以外、記事ハ依然取締ルベ
キモノニ付爲念、^{又ハ其ノ轉載文}

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度
ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度
之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度
之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

圖書課長

事務官

官理

事官

官理事官

海軍省副官

參考

官房第四一二四號

昭和十二年八月八日

內務省警保局

內務省警保局
遞信省電務局外國電信課
拓務省管理局

御中

海軍省

副



新聞記事差止事項中發表ノ件通知

七月十一日附差止（十二）第三十號ヲ以テ新聞記事差止中ノ支那方面ニ
於ケル海軍兵力ノ行動及所在ニ關スル事項中別紙ノ通官報附錄週報第四
十三號（「事變ト帝國海軍」ニ所載）ニ掲載致スベク候條御了知相成度

(別紙添)

寫
憲外陸駐各各各在送
兵務軍滿艦要鎮付
省省海港守京先
司軍隊部府各
情新部副副副
令報聞副副副
部部班官官官廳

(終)

海軍

事變と帝國海軍

海軍省海軍、軍事普及部

今次事變發生以來、我が陸軍は北支の野で華々しく活動して居るが、帝國海軍は一體何所で何をして居るのであらうか。

帝國海軍の行動は、作戦の要求上から祕密にしてあるが、實際に於ては事變勃發以來黙々として所要の準備を進め、既に機到れば疾風迅雷的の行動を起し得る様諸準備を完了して、大部分は満を持して待機し、一部は現に北支に於ける陸軍の作戦行動に對應して活動して居るのである。

而して今次事變に於ける海軍としての役割は、大體次の様である。



海

15

- (一) 陸軍の北支に於ける作戦行動に直接的に協同すること。
- (二) 支那各地就中山東、中南支に於ける在留邦人の生命財産の保護、並に帝國の權益擁護の爲に警備任務に從事すること。
- (三) 帝國の事變不擴大方針に拘らず、事態擴大せらるゝ如き場合、これに對處即應するに遺憾なくらしむること。
- (四) 第三國の謂はれ無き干涉を未然に抑壓すること。

一 陸軍の北支に於ける作戦行動に對する協同

陸軍の北支方面に於ける行動に對して、海軍としては極力之に協力して最善の努力を拂ひつゝあるが、其の主なる任務は海上の制壓と警衛とである。

一 支那各地の警備

支那に於ける帝國の經濟活動は、滿洲國に於けるものと共に數十年に亘る我々日本人の苦心經營に依る、汗と膏との結晶であつて、これが我國の國際收支に重要な役割を爲して居ることは今更申述べる迄もない。一方現在の世界は、各國夫々其の經濟活動の繩張りを嚴重にして他國がこれに這入り込めない様にして居るが、獨り支那は門戸開放、機會均等の主義の下に、各國が自由に經濟活動を爲し得る只一つの自由市場であるのみならず、國內は資源豊富であり又支那の四億の民の消費は莫大なるものとなり得る。従つて支那は我國にとつて現在は勿論將來とも最もよい華客であつて、今日日本が支那に有して居る經濟活動の地盤は、日支共存共榮を根本方針として之を守り立て、行かねばならない。即ち帝國海軍はこの見地に立つて、支那沿岸、揚子江流域に常時船舶を配し、帝國領事官憲と共に在留邦人の保護、帝國の有する各種權益の擁護に任し、更に日支親善關係の増進に努力して居るものであるが現在配備中のものは、

第三艦隊
（司令長官 長谷川中將）
旅順要港部
（司令官 前田少將）
馬公要港部
（司令官 和田少將）
駐満海軍部
（司令官 日比野中將）

の艦艇であつて其の數約三十隻である。

右の内、駐満海軍部の臨時海軍防備隊附屬艦艇は、北滿の國境河川黒龍江及松花江流域にあり、旅直率の軍艦出雲は上海を中心に、谷本少將の率ゐる一部は青島を中心に、第三艦隊司令官及馬公要港部艦船は南支一帶に在つて警備に從事して居る。本年七月下旬現在の警備艦船の配備及四各地在留邦人の數は左表の通りであるが、在留邦人數最も多く、且各種對外關係複雑なる漢口と上海とには、新式機械化せる我海軍陸戰隊駐屯し、艦船と協力嚴重なる警備を實施して居る。

支那の海軍は現在巡洋艦九隻、砲艦二八隻、河用砲艦一二三隻、其の他を併せて全體で合計一〇六隻、約七萬噸を有し、中には寧海、平海等の新鋭の巡洋艦もあるが、帝國海軍の威力は之等支那海軍を全く制壓し、支那海全體に亘り完全なる制海權を確保して居る。されば我が陸軍は何等の不安なく海を渡り、内地との連絡交通に付て少しの心配もなく、北支に於て思ふ存分の活動が出来る譯である。乍併、上海事變當時、軍艦出雲の側で支那側の機雷が爆發した様なこともあり、又支那軍飛行機が海上に飛び出して來ることも有り得るから、海軍としては萬全を期する爲、陸軍部隊及器材、彈薬、糧秣等の海上輸送に對して、直接或は間接に輸送船隊の護衛に當り、又重要な港灣、水路の安全確保に任じて居る。去る七月二十九日、三十日の大沽に於ける我驅逐隊の砲擊は、この任務遂行の一端である。白河は天津に直接通ずる唯一の水路で、我が陸軍の作戦行動上最も重要な交通線であるが、其の河口の大沽に占據して居た支那軍は、我に敵對行爲を執り、白河の安全が脅威せられるに至つたので、陸軍と協同之を砲擊し、陸軍飛行機の爆擊と相俟つて同地に居つた支那兵を掃蕩、白河の水路を確保したものである。

尙南京政府の出方如何に依りて、今後北支那の事態更に悪化し、軍事行動範囲一層擴大せらるゝに至らば、陸軍の行動に應じ我が海軍の協同範囲も之に伴うて擴大するのは必然であるが、之に對する海軍の準備萬端は悉く完整し、我が將兵は牢固たる覺悟を以て實力の滿を持し、士氣極めて旺盛であ

三

۱۷-۱۸

三支那の反日

南京政府は年來反日政策を執り、之を國內統一の一の具として居ることは周知の通であるが、近來は排日、反日より抗日、侮日（日本を侮る）と進み、最近に於ては之ら各種の紛争は次に示す如く殆ど絶え間なく起つて居る。

各種排日事件

上海中山事件

昭和十年十一月九日 上海特別陸戦隊一等水兵中山季雄射殺せらる。

汕頭事件

昭和十一年一月二十一日 角田巡查出勤の途中狙撃せられ即死す。

上海董生事件

七月十日 狙撃せられ死亡す。

長沙事件

八月二十日 邦人經營の一旅館（都甲陸軍武官宿舍）玉突場に爆弾を投じたるものあり、玉臺其の他を破壊し邦人一名負傷す。

海
19-21

成都事件

八月二十四日 大毎記者渡邊洸三郎、上海毎日記者深川經二、満鐵上海事務所員田中武夫、在漢口商人瀬戸尚は成都に滯在中暴漢に襲撃せられ渡邊、深川の兩者は死亡、田中、瀬戸は負傷、何れも所持品を悉く掠奪せられたり。

北海事件

九月三日 中野順三、民衆に依り殺害せらる。

漢口事件

九月十九日 日本租界境界線に於て勤務中の吉岡巡査は白晝狙撃せられ即死す。

上海田港事件

九月二十三日午後八時二十分 上海共同租界内を散歩中の出雲乗組水兵三名は支那人の爲後方より狙撃せられ一等水兵田港朝光は即死、一等水兵八幡良胤及二等水兵出利葉義巳は重傷を負ひたり。

湘潭事件

九月二十七日 日清汽船事務所及倉庫に放火を企てるものあり。

上海高瀬事件

十一月十一日 笠置丸船員高瀬安次狙撃せられ即死す。

而して之等の事件には日貨排斥等我が正當なる經濟活動の妨害壓迫は附物となつて居るが、日本在住の支那人が如何なる場合にも我が官憲の保護を受け、隣人の愛護に依りて安全明朗なる生活を享樂しつゝあるに拘らず、我が在支同胞が生命の危險に曝され、我が權益の侵害せられるのはまことに遺憾に堪へない、然るにも拘らず、我が在支同胞が、何時野性を發揮するか知れぬ支那人の中に伍して、孜々營々として國家發展の最前線に活躍しつゝある勇氣は洵に偉とせざるを得ない所である。

而して今次事變發生するや、南京政府は反日宣傳に狂奔して國內の抗日熱を煽り、藍衣社及共產黨

海

22-25

等は相呼應して抗日に暗躍しつゝあるので、支那全土には今や狂暴なる抗日機運瀰漫し、各地在留邦人は將に反日の埠塲中にあるものと謂はねばならぬ。

四 隠忍の桎梏警備任務

斯の如き邦人迫害に對處し、酷熱と瘴厲惡疫の巢窟にあつて、忍び難きを忍びつつ、自重自戒、所在領事官憲と協力、克く儼然たる無言の武威を以て、我が在留邦人の保護に萬全を期する我が艦船の警備の苦心と、日常起居の困窮とは、局外者の到底想像し難き所である。

日支間に紛争が生じた場合、直ちに實力を行使するのであつたならば、我々武人として執るべき處置は簡明直截であるが、實力行使の結果、無辜の良民に災害を及したり、或は日支間に深い溝を作り又は在留邦人が全部引揚げねばならぬ様になつては、數十年來苦心經營の地盤は一朝にして無に歸するに至る虞がある。斯様なことにならぬ様に而も帝國の威信を傷けぬ様に處理して行くことは豈大抵の苦心ではない。今次事變勃發以來、帝國海軍は不擴大の方針を堅く守つて、北支以外の各地に事變の波及しない様に凡有努力を續けて居るのであるが、遺憾乍ら前述の如く反日抗日意識は益々深刻化して今日の情勢に於ては何時何所で不祥事件が突發するか分らぬ迄に立到つて居る。一度何所かで不祥事件が起らんか、直ちにこれは全支に飛火して、支那全體は蜂の巣をついた様になる虞が多分にある。斯の如き事態に立到ることは支那自身の爲に決して利益でなく、又日本としてもまことに望ましからざるところであるが、支那側が自ら求めてこの様な破目導く以上日本としても致し方がない、隱忍自重にも限度がある。現在の情勢で進み、支那側が益々圓に乗つて来るならば、在留の邦人の生命財産は勿論、我が權益も彼等の侵害に委せねばならなくなり、帝國の威信も傷けらるゝに至るであらう。今後共帝國海軍は忍べる丈は忍び、耐へられる丈は耐へるが萬一右の如きに立到れば帝國海軍は斷乎として干戈を執つて立たねばならぬ、而して之に對する覺悟と準備は既に成つて居る。

五 結 び

以上海軍の立場から、北支事變に付て述べたが、今次事變に於ける海軍の任務が機微且困難である。如何に苦心を要するかは大體了解出来たと思ふが、更に考へねばならぬ重要なことが尚一つある。即ち、支那に於ては列國の權益が錯綜して居る上、支那は以夷制夷の政策に基き列國の干渉を企圖することは當然あり得ることで、第三國の不當なる干渉、壓迫を受くるに至る虞が多分にある。之に對しては帝國の軍事行動は勿論、帝國全體として行動を從來通嚴重公正ならしむることが根本要件であることは言ふ迄もないが、これと共に外交方面の活躍に期待する反面に於て帝國海軍が其の威力を以て西太平洋の護りに臺末の不安なからしむることは最も必要である。海軍としてはこの方面にも萬遺漏なき様、肝膽を碎いて居る。

斯く觀じれば、今次的事變は支那に付てのみ考へても頗る機微にして困難なる問題があり、更に國際的にも幾多の波瀾を包藏して居る。されば帝國としては此の際よく肚を据えて、事態を精察し、靜平、慎重事に臨み、今次事變の光輝ある結末を見る如く、舉國一致、大地に足を踏みしめて善處すべきである。

26-34

海

情報委員会事務局
東京市中央区銀座一丁目六番地
大正十二年九月一日
上海事務所
同上
支那事務所
同上

小説週報

(本田納)

機 構 中 佐 隊

海軍省軍事委員会

事變と我海軍の行動

目下北支方面に於ては、横暴なる支那抗日軍隊第二十九軍齊魯の爲、我陸軍は勝負を冒して勇戦力闘、各地に掃蕩戦を展開して居るが、我海軍は如何なる行動を執りつゝあるかと云へば、大略次の四項目に分ちて説明する事が出来る。

〔陸軍の北支掃蕩戦に對して、海陸協同作戦並海上警衛を行ひつゝある事

〔支那各地に於ける在留邦人の生命財産の保護、並に帝國の權益擁護の爲に警備任務に從事せる事

〔）帝國の事變不擴大方針に拘らず、南京政府の迷夢闇めず萬一軍事行動範囲擴大せらるゝ如き場合、之に對處即應する爲、我海軍は目下萬艦の準備を完了し滿を持して待機せる事

〔）南京政府の傳統的手段たる歐米依存の以夷制夷政策強調せられ、歐米諸國其の首に歸らんとするも、我が海上武力の儀存に依りて、其の無謀不逞の強力干涉を未然に抑壓しつゝある事

而して右の内〔）は將來或は終に表面に顯はるゝ事なく、無言の裡に其の效果のみを遣す事となるかも知れぬが、〔）は目下現實に實施中のものなるが故に、以下是に就き其の大要を述べる事と/orする。

一、海・陸協同作戦

陸軍の北支方面に於ける行動に對して、海軍としては極力之に協力して最善の努力を拂ひつゝあるが、其の主なる任務は海上の制壓と警衛である。

即ち、陸軍部隊及器材、弾薬糧秣等の海上輸送を絕對安全ならしむる爲、我海軍は北支那海上の制海權を掌握すると共に、輸送艦隊は直接輸送船隊を護衛して居る。

而して北支の重要港湾たる大沽には、廿九軍の反日軍ありで、天津に進江する我商船に對して不法射擊を行ふなど、屢然たる敵對行爲を示してゐたが、七月廿九日には遂に我が驅逐艦○に向つて迫撃砲を以て射擊するに至つたので、我艦は之に對し直に砲擊を加へて荷達した。

爰に於て我軍は、國際通路たる白河水路確保の爲、大清に據れる支那軍を掃蕩するの要あるを痛感し、翌三十日、我が第十師団は、陸軍部隊の渡河作戦に協力して支那軍陣地に向ひ猛烈なる砲撃を加へ、飛行機の爆撃と相俟ち、完膚なき遂敵陣地を破壊し遂に之を占領した。

同時に我軍は河中に在りて我軍の行動を妨害した冀察側支那砲艦海燕を捕獲した。

右行動に依りて、北支海上並に揚陸地點に於ける一切の不安は一先づ除去されたのであつた。

而して頑迷不^屈なる南京政府の出處如何に依りて、北支那の事態更に悪化し、軍事行動範囲一層擴大せらるゝ如きに至らんか、我海軍の海陸

協同作戦範囲も急激に膨脹する今は必然であつて、颶風網を前にして海上部隊の困苦も亦尋常ならざるものがある。

併乍ら凡有る場合に對する海軍作戦の準備萬端は悉く完整せらるのみならず、我將兵亦卒乎たる覺悟を以て實力の滿を持し、士氣極めて旺盛にして、唯だ命令一下を待つのみの現状である。

二、支那各地の警備

從來、我海軍に於ては、排日排貨絶ゆる事なき支那沿岸各地に對し、常に多數の警備艦船を派遣して、在留邦人の生命財産の保護並に帝國權益の擁護に任じ來つたが今次事變の發生と共に各地の状勢は更に悪化したので、我が警備部隊は異常の緊張を以て特に嚴重なる警戒裡に任務を遂行しつゝある。

現在配備中の我が艦隊は、

（司令長官 長谷川 中 將）

（司令官 下 村 少 将）

（司令官 竹 本 少 将）

（司令官 藤 岡 少 将）

（司令官 佐 々 木 少 将）

第○○○戰隊
 (司令官 大熊 午將)
 (司令官 前田 少將)
 (司令官 和田 少將)
 (司令官 日比野 少將)

旅順零汽部
 (島々要院)
 (駁滿海空)
 部

の艦艇であつて其數約三十隻である。

右の内、駁滿海軍部の驅逐防備隊附屬艦艇は、北満の國境河川流域にあり、旅順要港部艦船は渤海灣附近に、^(三) 第○○戰隊の一部は青島を中心にして、^(二) 第○○戰隊司令官高卒の軍艦出雲は上海を中心^(一) 、^(四) 第○○戰隊は揚子江流域に、第○○戰隊及馬公要港部艦船は南支一帯に在つて警備に従事して居る。七月下旬現在の警備艦船の配備は左表の通りであるが、現在留邦

(本田 納)

人數多く且各種對外關係機械を導入し、上海にては、新式機械化の我海軍陸軍兵士し、經驗と協力して有る舊備を賣却して居る。

支那沿岸各地の在留邦人數及警備艦船

(本田納)

| 地名 (在留邦人數 (本年四月調)) | 内、鮮(臺灣)人 | 警備艦數 |
|--------------------------|----------|--------------|
| 芝罘 七九三 (鮮) | 三七五 | 驅、二 |
| 青島 一六、六七〇 (鮮) | 一、四四六 | 巡、二 |
| 上海 二六、三三五 (鮮) | 二、〇三六 | 巡一、砲二、驅二、陸戰隊 |
| 南京 四二五 (鮮) | 二四五 | 砲、一 |
| 蕪湖 五七 | | |
| 九江 七七 (鮮) | 一〇 | 砲、一 |
| 漢口 一、七六三 (鮮) | 一一一 | 砲、一 |
| 長沙 八七 | | 砲、二 |
| 宜昌 九一 | | 砲、一 |

支那沿岸各地の在留邦人數及警備艦船

大正

海軍

軍

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--------|-----|
| | | | | | 重慶 | |
| | | | | | 八九 | (鮮) |
| | | | | | 一八 | 一八 |
| | | | | | 驅、二 | 驅、一 |
| | | | | | 巡、一 | |
| | | | | | 驅、二 | |
| | | | | | 六〇五 | |
| | | | | | 一四七 | |
| | | | | | (臺) | |
| | | | | | 七四一 | |
| | | | | | 六一六 | |
| | | | | | (臺) | |
| | | | | | 一四七 | |
| | | | | | 六〇五 | |
| | | | | | 一〇、二一七 | |
| | | | | | (臺) | |
| | | | | | 一〇、六七八 | |
| | | | | | 二、一六二 | |
| | | | | | (臺) | |
| | | | | | 一、七七七 | |
| | | | | | (臺) | |
| | | | | | 一〇、六七八 | |
| | | | | | 廣東 | |
| | | | | | 油頭門 | |
| | | | | | 廈門 | |
| | | | | | 福州 | |
| | | | | | 重慶 | |

三、反日の増堀支那各地

近年、支那各地に於ては、日支間の問題が起れば必ず排日排日貨運動起るを常とするに至つた。而も最近に於ては南京政府内国民党部の教唆激励と相俟ち、排日は反日毎日と變じ、此の空氣は全國的に瀰漫し且深刻に進んだ。

之等の運動は安價良品たる日本品を排斥し、日本人の支那國內活動を封ぜんとするものなるが故に、最も生活及生業上の安定を脅かさるゝものは一般大衆であつて、其の指導者たる南京政府は、此の運動を利用して、反蔣機運の鋒先を轉じ且國內統一の具に供せんとし、排日學生等は小兒病的自己満足を遂げ、奸商等は國產品獎勵の名の下に日貨を排斥し

て巨利を博し、下層民は機會を利用して暴民となり火事泥的掠奪を行ふを常とし來つたのである。

從來、在留邦人が街上に於て罵詈悪口を浴び又は投石せられ、頑是なき邦人學童が通學の途上に暴行せらるゝ等は日常茶飯事に屬するものであつて、邦人に食糧品を賣らしめず、或は支那人召使を脅迫放逐する等も年中行事に等しく、無賴の徒や軍警が突如として暴徒と化して邦人家屋を掠奪し、又は婦人小兒に至る迄も虐殺せらるゝ如き非道の事件も最近十數件に及んで居る。而して彼等支那暴民の鬼畜の如き暴行に至つては、筆紙の克く盡す所にあらず、到底文明人の想像し得ざる修羅道である。

し
署

日本在住の支那人が如何なる場合にも我が官旗憲の保護を受け、隣人の愛護に依りて安全な明朗なる生活を享樂しつゝあるに拘らず、我在支同胞が斯くの如く堪え難き侮辱と迫害とに鞭たれつゝある事は、支那の警察制度及治安維持能力等が、全く近代的國家としての機能を有せざる事立證すると共に、支那人の中には凶暴無賴にして野獸に等しき徒渺からざる事を白日の下に晒らして居るものと謂へる。

然るにも拘らず、我在支同胞が、何等時野性を發揮するか知れぬ支那人の中に伍して、孜々營々として國家發展の最前線に活躍しつゝある勇氣は洵に偉とせざるを得ない所である。

而して今次事變發生するや、南京政府は反日宣傳に狂奔して國內の抗

日熱を憚り、藍衣社及共産黨等は相呼應して救國抗日に暗躍しつゝあるので、支那全土には今や狂暴なる抗日機運瀰漫し、各地在留邦人は將に反日の増堀中にあるものと謂はねばならぬ。

四、隱忍の極桔警備任務

斯の如き百鬼横行の裡に邦人迫害の光景を眼前に見乍ら、酷熱と不潔悪疫と侮辱の巢窟にあつて、忍び難きを忍びつゝ、自重自戒、所在領事官憲と協力、克く儼然たる無言の武威を以て、我が在留邦人の保護に萬全を期する我艦船の警備の苦心と、日常起居の困窮とは、局外者の到底想像し難き所であろう。

幸に從來、我海軍將兵は常に士氣旺盛にして、明朗なる心境を以て崇

高なる使命を體し、苦難を意とせず、克く上下團結、警備の重大任務に精進し來つた。

然るに今や各地の抗日機運激化し、何時不祥事件の勃發を見るや圖り知れざる狀態に急迫しつゝあるので、我が警備艦船は、一方所在支那官憲と連絡を密にして取締の嚴行を強要すると共に、^{他方}我領事^館當局と協力して邦人保護に遺漏なきを期しつゝ非常なる緊張を以て任務遂行に努めて居る。

萬一狀況悪化、戰禍支那全土に波及するに於ては、各地警備中の我艦船は、一方に暴戾無類の支那軍隊と對抗しつゝ地方全力を盡して所在邦人の安全引揚げを完了せねばならぬ。

支那軍隊が弱者に對して野獸の如き凶暴性を發揮する事は、既に度々世界に實例を示せる所にして最近通州に於ける邦人三百名の虐殺事件の如き甚惨なる一例である。

從て支那奥地に於ける警備艦船の乗組將兵等は、全く悲壯なる覺悟を以て、最悪の場合に對處する準備を整へて居るものと謂つて差支へない。

五、結　び

以上の警備艦船の外、我聯合艦隊及各航空隊は、北支方面に於ける海陸協同作戦に從事せるものを除き、總て最悪の場合に對する萬般の準備を完了し、其の所在行動等を一切秘して、一面我海軍傳統の猛訓練を續けつつ、今や命令一下、直に作戦行動に發動し得る如く、所謂、一觸即

發の待機狀態にある。

帝國の事變不擴大方針は、最惡の場合に至るも尙堅持せらるゝもであ
ろうが、我海軍は全作戰を開始するの已むなきに至らば最早作戰上の要
求に従つて行動せざる能はず、東洋平和の爲大乘的見地より、大義觀觀
を滅するの大英斷亦已むを得ない所であろう。

(終)

高文

區
警視
大阪
愛知
各廳府
各殖民
東京遞

108/103

K

朱記(乙) 7.25(金)

| 發信月日時 | 取扱者名 | 日月付受及號省 |
|----------------|------|-----------------|
| 6月14日 前後 6時54分 | 佐治 | 福岡縣(坂東) 7月15(金) |
| 6月15日 前後 7時10分 | 佐治 | 石川県(周辺) 7.15(金) |
| 6月16日 前後 7時20分 | 佐治 | 新潟県(中野) 7.00(火) |
| 6月17日 前後 7時15分 | 佐治 | 石川県(樹野) 7.10(木) |
| 6月18日 前後 7時35分 | 及川 | 福岡県(千代) 7.15(金) |

甲乙ノ種別

案起

昭和十一年 八月十四日

付局受

月第

日號

局送

月

日

決判

月

文書課長

施行

月

日

大臣

警保局長

事務官

理事官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

各廳府總監
警視監

新聞記事 取締 二關スル件

二、二六事件、記事差止。廿一本日陸



内務省

八月十四日午前九時五十分

| 合議 | | |
|----|----|----|
| 第號 | 第號 | 第號 |
| 送受 | 送受 | 送受 |
| 月月 | 月月 | 月月 |
| 日日 | 日日 | 日日 |

軍省ヨリ北輝西田税外二名に対する
ル判決書渡し件發來アリ為念

次郎

四一

内

通

省

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度
ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ_{警談}相成度
之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度
之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

宛

關 東 局警務部長

樺 太 廳警務部長

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

甲乙ノ種別

| 區 分 | 受信者名 | 發 信 月 日 時 | 取扱者名 | 日 月 号 號 及 付 受 |
|---------|------|------------|------|---------------|
| 警視廳電話 | | 月 日 前後 時 分 | | |
| 大阪府電話 | | 月 日 前後 時 分 | | |
| 愛知縣電話 | | 月 日 前後 時 分 | | |
| 各廳府縣電報 | | 月 日 前後 時 分 | | |
| 各殖民地電報 | | 月 日 前後 時 分 | | |
| 東京遞信局電話 | | 月 日 前後 時 分 | | |

案起

昭和十二年八月十六日

付局受

月第

日號

局送

月

日

決判

月

文書課長

施行

八月 16 日

大臣

次官

警保局長

主查圖書課長

事務官

理事官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視總監
各廳府縣長官(除東京府知事)一宛

新聞記事差止一部解除ニ關スル件

本年七月十三日附通牒、今回、事並反

多當

| 合 | | |
|--------|--------|--------|
| 第 號 | 第 號 | 第 號 |
| 送受 | 送受 | 送受 |
| 月 月 | 月 月 | 月 月 |
| 日 日 | 日 日 | 日 日 |

米タル勅貞、派兵等ニ关スル記事、差止事項中

左記事事項ニ限り之ヲ解除ス但シ本件解除後ト

虽モ陸軍省令第二十四号ニ依リ陸軍大臣ノ許

可ヲ受クルヲ要スルモノナルベシ

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ_{警談}相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度
係セテ

オヲ解除不此旨管下各社ニ通達相成度



署名

本日付検第合号

追而承件以陸軍省令第十四号ニ依ル記事

想載許可取板一关大九通牒卜同時一施行

相成度

記

今テ回ノ事度ニ
支那ニ上陸テ敵
リナル部隊

一、
关联スル左ノ事項

一、勅員ヲ推知セしムル事項中、本人、本籍、住所、

職業、氏名及召集、應召、字句（勅員
之字句ハ使用スルヲ得ズ）迄ニ之ニ、
關聯スル

事項 例一ハ應召者、見送、狀況、召集

又ハ銃後、美談、貴家族、扶助又ハ救援

、狀況、如レ但シ本人、階級、兵種（歩、

騎、野、山砲、工兵ハ差支ナシ（召集、種

類、應召月日及所屬部隊等ヲ明示ス

ルユトヲ得ズ

二、派兵ヲ推知セシムル事項中慰問、見送、

又ハ接待等ニ关スル事項但シ部隊号、

出發又ハ見送リノ場所及其ノ日時、部隊

行先等ヲ明示スルユトヲ得ズ

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東廳警務局長

樺太廳警察部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念
記

第一電報案本文ニ同ジ

佐藤 宏 1.15 小松

| 區 分 | 受信者名 | 發 信 月 日 時 | 取 扱 者 名 | 日 月 付 受 及 號 省 |
|---------|------|----------------|---------|---------------|
| 警視廳電話 | 高 木 | 8月11日 前後 1時10分 | 小 長 太 | |
| 大阪府電話 | 堀 田 | 8月11日 前後 1時12分 | 任 車 | |
| 愛知縣電話 | 野 田 | 8月11日 前後 1時20分 | 大 長 太 | |
| 各廳府縣電報 | | 8月11日 前後 1時20分 | 大 長 太 | |
| 各殖民地電報 | | 8月11日 前後 1時20分 | 大 長 太 | |
| 東京遞信局電話 | 野 12 | 8月11日 前後 1時50分 | 伊 丹 | |

甲乙ノ種別

案起

決判

月

文書課長

付局受

施行

8月17日

月

日

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

次官

理事官



第一電報案

十二年八月十七日

警保局長名

警視廳總監
各廳府縣長官(除東京府知事)一宛

新聞記事

差止

二關スル件

京都府宇治於ケル火薬庫燒死

四三
當

北陸 福井 茶道 兵庫 新潟 東京
福岡 埼玉 岐阜 滋賀 長野

終澤竹石
木田翠
二、一
上

| 議 | 合 | |
|--------|--------|--------|
| 第 號 | 第 號 | 第 號 |
| 送受 | 送受 | 送受 |
| 月月 | 月月 | 月月 |
| 日日 | 日日 | 日日 |

二
關二郎記事八
陸軍省癸未以外

テ
關スル記事、一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度
テ
關スル記事ノ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ
警告
相成度
之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度
之ヲ解除不此旨管下各社ニ通達相成度

第二電報案

廿二年八月十七日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

| | | | |
|----------------------|------|------------|------|
| 區 分 | 受信者名 | 發 信 月 日 時 | 取扱者名 |
| 警視廳電話 | | 月 日 前後 時 分 | |
| 各廳府縣(電報) 各殖民地(電報) | | 月 日 前後 時 分 | |

| 發 信 者 名 | 受 信 年 月 日 時 | 處 分 結 果 | 記帳済 (印) |
|--------------------------|---------------------------|---------------------|------------|
| 新鮮湯野子 | 昭和 12年 8月 17日 前後 9時 40分 受 | 施 行 順 末 | |
| 受 信 者 名 | 月 日 前後 時 分 決 裁 | 返信月日時 月 日 前後 時 分 | 受信者名 |
| 警保局長 | 月 日 前後 時 分 決 裁 | 月 日 前後 時 分 | 取扱者印 |
| 圖書課長 | 月 日 前後 時 分 決 裁 | 月 日 前後 時 分 | 電報 |
| 事務官 | 月 日 前後 時 分 決 裁 | 月 日 前後 時 分 | |
| 理事官 | 月 日 前後 時 分 決 裁 | 月 日 前後 時 分 | |
| (電報譯文) (電話聽取書) | | | |
| 新聞紙及書籍物取締事務 | | | |
| 大日本新聞通稿、新嘉坡行便行郵局通稿、對外通商課 | | | |

内務省

內 稱 集

京師府宇治之於火薑草庫爆發于沖三原之記事

革衣葛衣以紗所作也此欲得革之褐氣之也搖者名之為

革行者後者一革者乃革子也

革行者後者一革者乃革子也

| 區 分 | 受信者名 | 發 信 月 日 時 | 取扱者名 | 日 月 付 受 及 號 省 |
|---------|------|-----------------|------|---------------|
| 警視廳電話 | 青木 | 8月17日 前後 10時13分 | | 8月17日 10時13分 |
| 大阪府電話 | 阿曾 | 4月7日 前後 10時20分 | | |
| 愛知縣電話 | 名 | 8月6日 前後 10時5分 | | |
| 各廳府縣電報 | 名 | 8月11日 前後 10時30分 | | |
| 各殖民地電報 | | | | |
| 東京遞信局電話 | 下 | 8月17日 前後 10時30分 | | |

甲乙ノ種別

案起

昭和十二年 八月十七日

付局受

月第

日號

局送

月

日

決判

月

文書課長

施行

月

日

大臣

警保局長

主查圖書課長

事務官

理事官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視總監
各廳府縣長官(除東京府知事)一宛

新聞記事

取締

二關スル件

本日附通牒、京都府守治ニ於ケル火藥庫

内務省

| 議合 | | |
|----|----|----|
| 第號 | 第號 | 第號 |
| 送受 | 送受 | 送受 |
| 月日 | 月日 | 月日 |
| 日 | 日 | 日 |

爆發ニ关スル記事差止ニ付本日陸軍省

(字眞ヲ含ム)

ヨリ事故、概要ニ付發表アル旨

午前
内務省

| |
|---------------------------------|
| ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度 |
| ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度 |
| 之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度 |
| 之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度 |

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

陸軍省發表(年未十時半)

昨才日午後土時十分遇京御林下宇情火

葉製造所於ア社間作業實施中、又

火薬引火爆發ニ近停アリシ作業場

倉庫八九樓及民家三戸延燒也

午未二時半方鎮火セリ幸ニア損害輕少

ナ。